



広環保第107号

平成19年3月30日

広島市長職務代理人

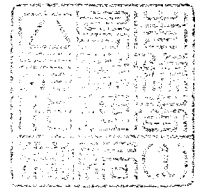
広島市助役 山田 康 様

(環境局施設部施設課)

広島市長職務代理人

広島市助役 山田 康

(環境局環境保全課)



安佐南工場建替事業に係る環境影響評価書について (通知)

平成19年3月22日付けで提出のあった環境影響評価書について、広島市環境影響評価条例(平成11年広島市条例第30号)第20条第1項の規定に基づく検討を行った結果、環境影響評価準備書について述べた市長意見に対して適切な対応がなされており、新たに環境保全の見地から特段の意見を述べる必要がないと認めるので、同条第2項の規定によりこの旨を通知します。

なお、今後、事業の実施にあたっては、事業の進捗状況に合わせた地域住民等への適切な情報提供や理解の形成に常に配慮するとともに、環境影響評価書に基づく環境保全措置や事後調査を確実に実施することにより、環境保全に万全を期されるよう要望します。